平成２４年（フ）第５３４号
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘６棟303号
債務者　加藤　幸次
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３５号
名古屋市北区楠２丁目119番地　市営中あじま荘６棟303号
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５６号
名古屋市昭和区御器所２丁目２番24号　白竜荘１号
債務者　片山すみ子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９４号
名古屋市港区船頭場１丁目201番地の４
債務者　尾野　幸代
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０号
広島県福山市日吉台２丁目32番１―607号　エバーグリーン日吉台
債務者　藤井　浩子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９７号
熊本市東区戸島３丁目８番23号
債務者　光永　由里
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８７号
熊本市東区尾ノ上４丁目11―60　キラキラ星レジデンス201、住民票上の住所熊本市中央区大江６丁目１番50号
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８８号
熊本市北区高平３丁目13番31号
債務者　櫻井　真弓
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１４６号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真108
債務者　與座シゲ子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８１号
富山県中新川郡上市町湯崎野397番地１　フォレスト伊東108号室
債務者　吉川　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８２号
富山県射水市二口1604―２　勝栄カンパニー事務所内、住民票上の住所富山市城村新町28番地
債務者　永井　　亨
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３３号
名古屋市港区大手町６丁目１番地　タウニー大手103号
債務者　佐竹　直文
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２２号
愛知県大府市北崎町４丁目289番地
債務者　永田　英樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５号
北海道室蘭市本町１丁目４―７　３Ｆ―Ｄ、住民票上の住所千葉県船橋市山手２丁目13番21―408号
債務者　犬井　和恵
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
北海道白老郡白老町川沿２丁目12番６―１号　美園団地17棟71号
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
北海道白老郡白老町川沿２丁目12番６―１号　美園団地17棟71号
債務者　田中チヱ子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９号
宮城県登米市中田町石森字加賀野２丁目24番１、住民票上の住所宮城県大崎市古川旭３丁目１番１―901号
債務者　佐藤　徹弥
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所登米支部